住民基本台帳カードによる証明書交付の終了について

市民課 証明担当 TeL55-2747·55-2977

マイナンバー制度の開始や証明書自動交付機の老朽化に伴い、富士市では、<u>住民基本台帳カードを利用した証明書交付を平成 29 年1月27日(金)で終了</u>して、新たに<u>2月1日(水)よりマイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービス</u>を開始いたします。この証明書コンビニ交付サービスでは、従来の証明書自動交付機よりも取得できる証明書が増え、より便利になります。

このため、今後も市役所開庁時間外での証明書交付を希望される方につきましては、マイナンバーカードを取得しコンビニ交付サービスをご利用ください。

平成29年2月1日以降に利用可能なサービス									
区分	住民票	印鑑登録	戸籍事項	戸籍の附票	所得	所得課税	納税証明書	e-Tax	図書館利用
	の写し	証明書	証明書	の写し	証明書	証明書	(市県民税)	等	サービス
マイナンバーカード	0	0	0	0	0	0	0	0	×
(コンビニ交付)								※ 1	※ 2
住基カード	×	×	×	×	×	×	×	0	0
(証明書自動交付機)								※ 1	

※1有効中の電子証明書が搭載されているカードに限ります

※2図書館にて利用者カードを再交付いたします(中央図書館 51-4946)

◇証明書コンビニ交付サービスは、全国のコンビニエンスストア (キオスク端末の設置されている 店舗) で、午前 6:30 から午後 11:00 まで利用できます。

簡単 便利な 「証明書コンビニ交付サービス」を利用するためには、 マイナンバーカードが必要です。 まずは、次の方法で申請をお願いします。

マイナンバーカードの申請方法

(①~④のいずれかで申請できます)

①~③の方法であれば市役所にお越しにならなくても申請できます。

(後日のマイナンバーカード受け取りは市役所 に来庁いただく必要があります)

- ①マイナンバー通知カードに付いていた「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」を切り離し、必要事項を記載し写真を貼付した上で、同封されていた返信用封筒に入れて送付する。
- ②「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に印刷されたQRコードをスマートフォンで読み取り、その後の案内に従い申請する。
- ③パソコンで「https://net.kojinbango-card.go.jp」(「個人番号カード申請」で検索すると簡単です) にアクセスし、その後の案内に従い申請する。
- ④市民課窓口で申請する。(本人が来庁しなくても同一世帯員であれば申請手続きができます。)

※写真が必要です。(3.5×4.5 センチ) 市役所2階の証明写真機(700円)でも撮影できます。

★申請については、お気軽に富士市役所市民課(55-2977) までご相談ください。(通知カードがない方もご相談承ります)

なお、**マイナンバーカードの取得には申請から1ヶ月程度の期間が必要となります**ので、来年2月のコンビニ交付開始当初からのサービス利用を希望される方につきましては、お早めにマイナンバーカードの申請をしていただきますようお願いいたします。

※このお手紙は、11/1 時点で住基カードをお持ちの方に発送しています。 本状と行き違いで既にマイナンバーカードの交付手続きをされていました場合はご容赦ください。